

平成 30 年 4 月 16 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

生計困難者に対して無料又は低額な費用で
介護医療院を利用させる事業等について（依頼）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局長等より都道府県知事及び指定都市市長、中核市市長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-riwata@kanagawa.med.or.jp

(介 149) (地 I 328)

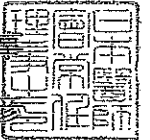
平成 30 年 3 月 14 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号においては、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な費用で診療を行う事業が規定されております。また、同第 10 号においては、同様の趣旨で無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業（以下、無料低額診療事業等）が規定されているところです。

今般、介護保険法の改正により新たに介護医療院が創設されたことに伴い、同第 10 号の規定において、介護老人保健施設に加え、介護医療院が追加される等、無料低額診療事業等に関する通知が一部改正され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

